

# 非倫理行為通報者保護ガイドライン

制定 2018年12月18日  
改定 2021年07月19日  
改定 2022年10月05日  
改定 2023年9月1日  
改定 2024年6月3日  
改定 2025年07月17日

## 第1章 総則

**第1条（目的）** このガイドラインは、KT&Gグループの倫理憲章及び倫理規程の施行にあたって、非倫理行為通報者の保護及び通報者への補償金支払に関する詳しい基準や手続を定めることを目的とする。

〈改定2021年7月19日、2023年9月1日〉

**第2条（適用範囲）** このガイドラインは、会社のすべての役職員に適用する。ただし、次の各号の場合に限り、系列会社・協力会社の役職員、顧客、その他第三者（以下「外部利害関係者」という）にもこのガイドラインを適用する。

〈改定2025年7月17日〉

1. 非倫理行為に対する通報の受付及び処理
2. 通報者の保護及び補償

## 第2章 非倫理行為及び通報

**第3条（通報対象の行為）** ① 通報対象になる非倫理行為は、次の各号のとおりである。

1. 会社又は系列会社の役職員と利害関係者間の饗應接待、金品などを授受する行為
2. 会社又は系列会社の役職員による公金の横領など、業務に係る非倫理行為
3. 会社又は系列会社の役職員相互間の人事請託、金品などを授受する行為
4. 利害関係者との金銭の借用、貸出保証の要求又は人事請託などをする行為

5. 供給会社間の入札談合などの不当共同行為

6. その他KT&Gグループの倫理憲章、倫理規程などに反する非倫理的行為

〈改定2021年7月19日、2022年10月5日、2025年7月17日〉

- ② 第1項にも拘わらず、倫理規程第10条第1項但書及び第13条但書の各号の一にあたる場合は、本ガイドラインの適用を受けない。

〈改定2023年9月1日〉

**第4条（通報方法）** ① 非倫理行為を認知した者は、会社のホームページの非倫理行為通報チャネル、電子メール、郵便などの方法で関連証拠資料を添付して会社に通報することができ、通報にあたって別紙第1号書式の「違反行為通報書」を参考として通報することができる。ただし、通報時点に進行中の非倫理行為など緊急を要するときは、証拠資料なしに事実関係のみでも通報することができる。〈改定2022年10月5日〉

- ② 通報者は、自己の身上事項を明らかにせず、弁護士をして通報を代理させることができる。このとき、通報者の身上事項は、弁護士の身上事項に代える。

**第4条の2（通報の処理）** ① 会社の非倫理行為通報制度全般に対する運営は、倫理経営部署が担当する。

- ② 倫理経営部署は、非倫理行為通報を受け付けた場合、通報された事実関係の確認及び調査のために当該受付件を内部監査部署又は当該事案に係る部署など（以下「関係部署」という）へ移管し、又は当該事案に係る系列会社、協力会社、関係法人などに事実関係の確認を求めることがある。

- ③ 前項に基づき、非倫理行為の受付件が移管された関係部署は、必要な事実関係の確認及び調査を行い、その結果を倫理経営部署に返信するものとする。

- ④ 倫理経営部署は、返信された調査結果に關し、その補完を求めたり他の関係部署へ再移管することができ、必要に応じて外部の専門機関に調査・アドバイスなどの助力を求めることができる。また、倫理経営部署は、非倫理行為の中止・是正など必要な措置を講じ、又は関係部署にこれを求めることができる。

- ⑤ 倫理経営部署は、必要に応じて内部監査部署など関係部署に直接受け付けられた非倫理行為の通報に対し、通報の内容及び処理結果の共有を求めることができる。

- ⑥ 倫理経営部署は、非倫理行為通報の受付、移管、終結など、非倫理

行為通報の受付及び処理基準を別途定めることができる。

[本条新設2021年7月19日]

- ⑦ 倫理経営部署は、このガイドラインの履行のために、必要な場合、通報者に通報の処理の進行状況又は結果を書面（電子文書を含む）、電話などの方法で案内することができる。ただし、関係法令の遵守又は関係者の保護のために必要と判断される場合、通報の処理の進行状況又は結果の全部又は一部を案内してはならない。〈新設2023年9月1日〉

### 第3章 補償金等の支払い及び免責

**第5条（補償金等の支払い）** ① 通報者が通報した非倫理行為が事実であると確認された場合、通報者は別紙第1-2号書式の「補償金支払申込書」を作成し、倫理経営部署に補償金支払を申し込むことができる。補償金の支払申込は、通報された非倫理行為が第4条の2第3項又は第5項による関係部署の返信などを通じて事実であると確認された日から3年以内に申し込むものとする。ただし、正当な事由があるときは、その限りではない。〈改定2021年7月19日、2024年6月3日〉

- ② 前項によって補償金支払申込書が提出された場合、倫理経営部署所属の部署長は「補償金支払審議委員会」（以下「委員会」という）を開催し、補償金の支払有無及び別表1の「補償金の支払基準」に基づいて補償金の支払額を確定するものとする。〈改定2021年7月19日〉
- ③ 倫理経営部署は、補償金支払に係る業務を遂行すべく、次の各号にあたる資料の提供を通報者、関係部署など利害関係者に求めることができる。〈新設2021年7月19日〉
1. 非倫理行為事実に関する資料
  2. 通報による懲戒の現況
  3. その他補償金の支払いに係る業務の遂行に必要な資料
- ④ 「委員会」で確定された補償金は、特段の事由がない限り、1ヶ月以内に通報者名義の口座に振り込み、非実名の代理による通報においては当該弁護士の事業者口座に振り込む。〔従前第3項から移動〈2021年7月19日〉〕
- ⑤ 倫理経営部署所属の部署長は、非倫理行為の通報によって会社の制度、手続又は運営等が改善された場合、通報者にささやかな謝礼を支払うことができる。〈新設2024年6月3日〉

**第6条（補償金支払いの除外）** 通報者の通報内容が次の各号の一にあたるときは、補償金の支払いが除外される。〈改定2023年9月1日〉

1. 通報の内容が事実ではないと判明し、又は証拠不足により真否の確認が困難な場合
2. 通報前に調査が進行中であり、又は懲戒手続等が進行又は完了した場合
3. 通報前にマスコミ報道などによって公開された場合
4. 通報者が匿名又は偽名で通報し、通報者を特定できない場合
5. 通報の受付・管理・調査又は監査業務に関連する部署で勤務していた又は勤務中の役職員が、当該期間において業務上取得した情報を通報した場合
6. 会社の役職員が自己の非倫理行為を自主通報した場合
7. その他「委員会」の審議によって補償が不適切と認められる場合

〈改定2025年7月17日〉

- 第7条（自主通報者等の免責）** ① 非倫理行為者が別紙第1号書式の「違反行為通報書」と関連証拠資料を添付して自主通報した場合、懲戒処分を減輕・免除することがある。
- ② 非倫理行為の自主通報者が取引先である場合は、「倫理規程第8条第2項」の「倫理実践特別約款」の制裁措置を減輕・免除することがある。
- ③ 非倫理行為に加担した者が、内部監査部署による調査に積極に協力した場合、懲戒処分を下すにおいてこれを減輕・免除がある。

**第8条（免責の除外）** 次の各号に当たる場合は、免責を除外する。

1. 自主通報者が不当な利益を返還せず、又は会社の損失を弁償しない場合
2. 免責・減輕された者が5年以内に同一又は類似の非倫理行為により摘発された場合

**第9条（補償金の取戻し及び免責の取消し）** 補償金の支払い又は免責後に第6条又は第8条による除外対象と判明した場合は、補償金を取り戻し、又は免責を取り消す。ただし、補償金の支払い又は免責があった日から5年が経過したときは、これを取り消すことができない。

## 第4章 補償金支払審議委員会

**第10条（委員会の構成）** 「委員会」は、以下のとおり構成する。〈改定2021年7月19日、2022年10月5日、2023年9月1日〉

1. 委員長：倫理経営部署に所属する部署長

2. 委員：委員長が任命する1級以上又はそれに準ずる役職員2名以上
3. 幹事：倫理経営部署の部長

**第11条（委員会による審議）** 「委員会」の審議対象は、次の各号のとおりである。〈改定2022年10月5日〉

1. 非倫理行為通報者の補償に関する事項
2. 非倫理行為通報者の補償金の取戻しに関する事項
3. その他委員長が必要と判断する事項

**第12条（委員会の運営）** ① 「委員会」は委員長と委員からなり、全構成員の過半数の出席により開催し、出席した構成員の過半数の賛成により決議する。

ただし、構成員の中で審議案件と利害関係があるときは、当該構成員は審議案件の票決に参加することができない。〈改定2021年7月19日〉

② 第1項の規定により、票決の参加が制限される構成員は、議決定足数の算定において、出席した構成員の数に算入しない一方、議事定足数を算定するための出席構成員の数には算入する。〈新設2021年7月19日〉

③ 「委員会」は、補償金の対象価額が明確な事案に対しては、別紙第2号書式の書面による決議に代えることができる。〈改定2021年7月19日〉  
[従前第2項から移動<2021年7月19日>]

④ 「委員会」で審議対象を決議したときは、別紙第3号書式の決議書を作成、備え付けるものとする。[従前第3項から移動<2021年7月19日>]〈改定2022年10月5日〉

## 第5章 身分の保護等

**第13条（身分の保護）** ① 通報者及び調査協力者（以下、これを合わせて「通報者等」という）は、如何なる場合にも身分の保護を受ける権利がある。

② 通報者等の身分保護のために、役職員は次の各号の行為をしてはならず、これに違反すれば、懲戒の対象になることがある。

1. 職務上又は偶然に通報者等の身分を認知した役職員が通報者等の身分を漏洩する行為
2. 倫理経営部署、内部監査部署など関係部署に通報者等の身分を問い合わせたり、通報者等を特定するために聞き込みをするなど、通報者等の身分の露出を可能にさせるすべての行為

3. 通報者等の意思に反して通報日から2年以内に機関又は部署を異動させる行為
  4. 通報者等に人事その他不利益を与える行為<改定2021年7月19日>
- ③ 倫理経営部署及び内部監査部署など関係部署の所属役職員は、第2項第2号の問い合わせを受けた場合、直ちにその問い合わせが本ガイドラインに基づいて禁止された行為である旨を説明するものとし、第2項第1号などの行為によって通報者等の身分が露出する恐れがあると判断される場合、身分の露出ルートに対して調査を行ったり、調査を求めることができる。<改定2021年7月19日、2022年10月5日>
- ④ 通報者等は、自己の身分が露出して身分の保護が必要と判断されるときは、倫理経営部署又は内部監査部署にその事実を通知し、調査を求めることができる。<改定2021年7月19日>
- ⑤ 通報者等は、自己の身分が露出して人事上又はその他不利益を受けたことがあり、又は不利益を受ける恐れが明らかな場合、倫理経営部署又は内部監査部署にこれを通報して是正を求めることができる。<改定2021年7月19日>
- ⑥ 第5項の通報又は是正要請を受けた倫理経営部署又は内部監査部署は、通報者等が人事上その他の不利益を受けたことがあり、又は不利益を受ける恐れが明らかであると判断される場合、人事部署に補職の変更などの措置を求めることができる。<改定2021年7月19日>

- 第14条（報復行為の禁止）** ① 通報者等は、被通報者又は関連する第三者から報復を受けた場合、その事実を倫理経営部署又は内部監査部署に直ちに知らせて是正を求めることができる。<改定2021年7月19日>
- ② 倫理経営部署又は内部監査部署は、第1項による通知を受けた場合、直ちに調査を行って事実関係を確認し、その後報復行為に係る役職員に対する審議を懲戒委員会に求めるものとする。<改定2021年7月19日>
- ③ 倫理経営部署又は内部監査部署は、通報者が通報を理由に業務上の不利益など報復を受けていないかを6ヶ月毎に2年間モニタリングを行い、違反事項が発見されたときは調査を行うものとする。ただし、通報者の意思に反するとき、又は二次被害が発生する恐れがあると判断されるときは、その限りではない。<改定2021年7月19日、2023年9月1日>

**第14条の2（通報者の誠実義務）** 次の各号の一にあたると判断される場合、通報者はこのガイドラインの保護を受けることができない。

1. 通報の内容が虚偽であることを知り、又は知り得たにもかかわらず通報を行った場合

2. 通報に関連して金品や労働関係上の特別待遇を要求したり、専ら通報対象者を中傷しようとするなど、不正の目的で通報を行った場合

[本条新設2023年9月1日]

## 第15条（その他）〈削除2022年10月5日〉

### 付則<2018年12月18日>

第1条（施行日）このガイドラインは、2018年12月18日から施行する。

### 付則<2021年7月19日>

第1条（施行日）このガイドラインは、2021年7月19日から施行する。

### 付則<2022年10月5日>

第1条（施行日）このガイドラインは、2022年10月5日から施行する。

### 付則<2023年9月1日>

第1条（施行日）このガイドラインは、2023年9月1日から施行する。

### 付則<2024年6月3日>

第1条（施行日）このガイドラインは、2024年6月3日から施行する。

### 附則<2025年7月17日>

第1条（施行日）このガイドラインは、2025年7月17日から施行する。



## 別表1) 補償金の支払基準

1. 役職員の通報における補償支払基準（各基準が重なる場合、高い金額を支払う）〈改定2022年10月5日〉

ア) 補償対象価額別の支払基準（補償対象価額の算定が難しい場合はイ）とウ）の基準のみを考慮する）

補償対象価額	支払基準	最大金額
1億ウォン以下	20%	2千万ウォン
1億ウォン超過～5億ウォン以下	2千万ウォン+1億ウォン超過金額の14%	7千6百万ウォン
5億ウォン超過～20億ウォン以下	7千6百万ウォン+5億ウォン超過金額の10%	2億2千6百万ウォン
20億ウォン超過～40億ウォン以下	2億2千6百万ウォン+20億ウォン超過金額の6%	3億4千6百万ウォン
40億ウォン超過	3億4千6百万ウォン+40億ウォン超過金額の4%	10億ウォン

※ 補償対象価額：通報された非倫理行為の改善措置により会社に直接の収入の回復又は増大をもたらした金額（以下同じ）

### イ) 被通報者の人事処分基準

区分	被通報者の人事処分			
	譴責	罰俸	停職	懲戒免職
補償額	1百万ウォン	3百万ウォン	5百万ウォン	1千万ウォン

※ 被通報者の人事処分が2名以上であれば、一番重い処分を受けた者を基準に補償金を支払う。

### ウ) 業者の制裁基準

区分	制裁期間			
	6ヶ月以上～1年未満	1年以上～1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上～2年未満	2年の資格制限
補償額	2百万ウォン	3百万ウォン	4百万ウォン	5百万ウォン

2. 外部利害関係者の通報における補償支払基準〈改定2025年7月17日〉

－ 補償対象価額の20%（補償金の限度は1千万ウォン）

- 別紙第1号書式

違反行為通報書				
通報者	氏名		職業	
	連絡先			
	住所			
通報 対象者	所属			
	職位（職 級）		氏名	
通報内容				
証拠書類				
備考				

-別紙第1-2号書式<新設2021年7月19日>

### 補償金支払申込書

	受付番号		受付日	
申込内容	通報の標題 又は 関連事項			
申込者 (申込代理人)	氏名		職業	
	連絡先			
	住所			

-別紙第2号書式<改定2022年10月5日>

## 第〇次補償金支払審議委員会の書面決議書

非倫理行為通報者保護ガイドライン第12条（委員会の運営）に基づき、以下の補償金支払案件を書面により同意を得て決議いたしたく、賛成の有無を表記してください。

審議（報告）案件		決議事項		意見
案件番号	内容	賛成 (○)	反対 (×)	
第〇〇号	標題			
	通報者			
	補償金対象額	ウォン		
	補償金支払額	ウォン		

-添付：非倫理行為調査結果報告書 1部

上記のとおり審議を決議する。

〇〇〇〇年〇月〇日

委員： (印)

幹事： (印)

-別紙第3号書式<改定2022年10月5日>

## 第〇次補償金支払審議委員会の決議書

決議者	委員	委員	委員	委員長
決議日	20 年 月 日 ( : ~ : )	場所		
作成者				
番号	標題		決議の結果	
主要内容				